

青 警 本 会 第 7 1 8 号
平 成 2 9 年 1 1 月 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令の制定
について

この度、青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令（平成29年11月青森県警察本部訓令第12号）を別添のとおり制定した。

制定の理由及び主な内容については下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

遺失物法施行規則の一部を改正する規則（平成29年国家公安委員会規則第1号）の施行により、各種様式の改廃等遺失物業務の合理化が図られたことなどに伴い、所要の整備を行うため制定したものである。

2 主な内容

(1) システムへの電磁的記録（第4条第1項、第8条第1項関係）

物件の提出又は遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定による届出を受けたとき及び遺失届を受けたときは、速やかに、青森県警察遺失物管理システム（以下「システム」という。）に必要な事項を電磁的に記録することとした。

(2) 遺失届一覧簿の記載の廃止

遺失届を受けたときの遺失届一覧簿の記載を廃止した。

(3) 遺失届の有無の確認等（第10条第1項、同条第2項関係）

物件の提出又は法第17条の規定による届出を受けたときの遺失届の有無の確認について、遺失届一覧簿における記載の有無を削除し、該当する遺失届の有無をシステムにより確認することとした。

(4) 提出物件等の有無の確認等（第11条第1条、同条第2項関係）

遺失届を受けたときの提出物件又は保管物件の有無の確認について、拾得物件

一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿における記載の有無を削除し、種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる提出物件又は保管物件の有無をシステムにより確認することとした。

(5) 警察署における指導（第21条関係）

地域警察官に対する指導教養者として、地域課長代理を追加した。

(6) 様式の整理（別記様式第1号関係）

現金収納袋裏面1及び裏面2への受理者（取扱者氏名）の押印を省略した。

3 施行年月日

平成29年11月1日

担当：会計課監査室

青森県警察本部訓令第12号

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年11月1日

青森県警察本部長 住友一仁

青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令

青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年11月青森県警察本部訓令第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この訓令は、平成29年11月1日から施行する。

青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年11月青森県警察本部訓令第20号）

（傍線部分）は改正部分）

新	旧
<p>第1条～第3条（略）</p> <p><u>（物件の提出を受けたときの措置）</u> 第4条 提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに、青森県警察遺失物管理システム（以下単に「システム」という。）に必要な事項を電磁的に記録するものとする。</p> <p>2 交番等において提出を受けた場合において、拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときは、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署長に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>7 <u>第2項の規定による報告及び照会並びに第4項の規定による指揮並びに前項の規定による指揮の伺いは、執務時間中であっては警察署の会計官又は会計課長に、執務時間外であっては警察署の当直責任者に対して行うものとする。</u></p> <p>第5条（略）</p> <p>（拾得物件一覧簿等の記載） 第6条 施行規則第4条第1項の規定による拾得物件一覧簿の記載は、警察署において、交番等から第4条第2項の規定による報告を受けたとき又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに行うものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条（略）</p> <p><u>（遺失届を受けたときの措置）</u> 第8条 遺失届を受けたときは、速やかに、システムに必要な事項を電磁的に記録するものとする。</p> <p>2 交番等において遺失届を受けたときは、当該遺失届に係る施行規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署長に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。</p> <p>3 第4条第7項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。この場合において、同条第7項中「報告及び照会並びに第4項の規定による指揮並びに前項の規定による指揮の伺い」とあるのは「報告及び照会」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p><u>（交番等において物件の提出を受けたときの措置）</u> 第4条 交番等において提出を受けた場合において、拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときは、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>第1項の規定による報告及び照会並びに第6項の規定による指揮の伺いは、執務時間中であっては警察署の会計官又は会計課長に、執務時間外であっては警察署の当直責任者に対して行うものとする。</u></p> <p>4～6（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（拾得物件一覧簿等の記載） 第6条 施行規則第4条第1項の規定による拾得物件一覧簿の記載は、警察署において、交番等から第4条第1項の規定による報告を受けたとき又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに行うものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条（略）</p> <p><u>（交番等において遺失届を受けたときの措置）</u> 第8条 交番等において遺失届を受けたときは、当該遺失届に係る施行規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。</p> <p>2 第4条第3項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。この場合において、同条第3項中「報告及び照会並びに第6項の規定による指揮の伺い」とあるのは「報告及び照会」と読み替えるものとする。</p>

4・5 (略)

第9条 (略)

(遺失届の有無の確認等)

第10条 交番等において第4条第2項の規定による報告をするときは、併せて、当該提出物件について、該当する遺失届の有無を照会するものとする。

2 施行規則第6条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受け、又は警察署において第4条第1項に規定する電磁的記録をするときにシステムにより行うものとする。

3 施行規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

4 施行規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）になされていたことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しの送付を求めるものとする。

5 前項の規定により遺失届出書の写しの送付を受けたときは、提出物件又は保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の写しの内容とを照合するものとする。

6 法第8条第1項（法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。）の規定による通報、施行規則第6条第2項の規定による照会並びに施行規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

3・4 (略)

第9条 (略)

(遺失届一覧簿の記載)

第10条 施行規則第5条第2項の規定による遺失届一覧簿の記載は、警察署において、交番等から第8条第1項の規定による報告を受けたとき又は警察署において遺失届を受けたときに行うものとする。

(遺失届一覧簿の確認等)

第11条 交番等において第4条第1項の規定による報告をするときは、併せて、当該提出物件について、遺失届一覧簿における該当する遺失届に係る記載の有無を照会するものとする。

2 施行規則第6条前段の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受け、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件一覧簿若しくは特例施設占有者保管物件一覧簿の記載をするときにシステムにより行うものとする。

3 施行規則第6条前段の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(遺失物管理システムによる遺失届の有無の調査等)

第12条 提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに、青森県警察遺失物管理システム（以下単に「システム」という。）に必要な事項を登録するものとする。

2 法第8条第1項（法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。）の規定による通報、施行規則第6条後段の規定による照会並びに施行規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

3 施行規則第6条後段の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）になされていたことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しの送付を求めるものとする。

4 前項の規定により遺失届出書の写しの送付を受けたときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物

(提出物件等の有無の確認等)

第11条 交番等において第8条第2項の規定による報告をするときは、併せて、当該遺失届に係る物件について、これとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる提出物件又は保管物件の有無を照会するものとする。

2 施行規則第7条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受け、又は警察署において第8条第1項に規定する電磁的記録をするときにシステムにより行うものとする。

3 施行規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照会するものとする。

4 施行規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しを送付するものとする。

5 施行規則第7条第2項の規定による照会並びに施行規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 法第11条の規定による返還又は民法(明治29年法律第89号)第240条若しくは同法第241条の規定若しくは法第32条第1項の規定により提出物件の所有権を取得した者に対する当該物件の引渡しは、警察署において行うものとする。

2 (略)

第15条～第20条 (略)

件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照会するものとする。

(拾得物件一覧簿の確認等)

第13条 交番等において第8条第1項の規定による報告をするときは、併せて、当該遺失届に係る物件について、拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿における該当する提出物件又は保管物件に係る記載の有無を照会するものとする。

2 施行規則第7条前段の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受け、又は警察署において受けた遺失届に係る遺失届一覧簿の記載をするときにシステムにより行うものとする。

3 施行規則第7条前段の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照会するものとする。

(遺失物管理システムによる提出物件の有無の調査等)

第14条 遺失届を受けたときは、速やかに、システムに必要な事項を登録するものとする。

2 施行規則第7条後段の規定による照会並びに施行規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

3 施行規則第7条後段の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しを送付するものとする。

4 前項の規定により遺失届出書の写しの送付を受けたときは、当該遺失届出書の写しの内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照会するものとする。

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 法第11条の規定による返還又は民法第240条若しくは同法第241条の規定若しくは法第32条第1項の規定により提出物件の所有権を取得した者に対する当該物件の引渡しは、警察署において行うものとする。

2 (略)

第18条～第23条 (略)

(警察署における指導)

第21条 (略)

2 警察署の地域官、地域課長及び地域課長代理は、交番、駐在所及び警備派出所における物件の取扱事務に関し、当該所属の地域警察官に対し、必要な指導教養を行うものとする。

第22条 (略)

別表 (略)

別記様式第1号(第4条関係)

(表面) (略)

(裏面1)

のりしろ

折り返し線(谷折り)

一連番号

受理番号 _____

受理日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
受理者	警察署 交番・駐在所 氏名	
拾得物件	物品	現金 ¥
確認事項	拾得日時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
	拾得場所	にて拾得
	拾得者	住所
	住所・氏名	氏名 電話番号
上記について確認できなかった場合の権利放棄等の有無その他補足事項等		

(裏面2)

切り取り線

拾得物件受取書

あなたからお届けのあった拾得物件を受領いたしました。

一連番号

受理番号 _____

年 月 日 午前・午後 時 分
警察署 交番・駐在所

取扱者氏名

拾得物件	物品	現金 ¥

本件に関するお問い合わせは、警察署会計課
電話番号 () をお願いします。

(警察署における指導)

第24条 (略)

2 警察署の地域官及び地域課長は、交番、駐在所及び警備派出所における物件の取扱事務に関し、当該所属の地域警察官に対し、必要な指導教養を行うものとする。

第25条 (略)

別表 (略)

別記様式第1号(第4条関係)

(表面) (略)

(裏面1)

のりしろ

折り返し線(谷折り)

一連番号

受理番号 _____

受理日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
受理者	警察署 交番・駐在所 氏名	
拾得物件	物品	現金 ¥
確認事項	拾得日時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
	拾得場所	にて拾得
	拾得者	住所
	住所・氏名	氏名 電話番号
上記について確認できなかった場合の権利放棄等の有無その他補足事項等		

(裏面2)

切り取り線

拾得物件受取書

あなたからお届けのあった拾得物件を受領いたしました。

一連番号

受理番号 _____

年 月 日 午前・午後 時 分
警察署 交番・駐在所

取扱者氏名

拾得物件	物品	現金 ¥

本件に関するお問い合わせは、警察署会計課
電話番号 () をお願いします。

- 別記様式第2号 (第12条関係) (略)
- 別記様式第3号 (第13条関係) (略)
- 別記様式第4号 (第15条関係) (略)
- 別記様式第5号 (第15条関係) (略)
- 別記様式第6号 (第15条関係) (略)
- 別記様式第7号 (第15条関係) (略)
- 別記様式第8号 (第17条関係) (略)
- 別記様式第9号 (第18条関係) (略)

別記様式第10号 (第20条関係)

拾得物件等検査書			
年 月 日から 年 月 日まで			
区 分	現 金	物 品	備 考
繰越高	(うち警察署保管金 円) 円	点	
受入高	円	点	
払出高	円	点	
残高	(うち警察署保管金 円) 円	点	
青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令第20条の規定により 警察署長の の取り扱った提出物件及び資料を検査したところ、上記のとおり に 管理されているものと認められる。 年 月 日 検査員 青森県警察本部 職 氏 名 ㊟ 立会人 警察署長 職 氏 名 ㊟			

注 拾得金欄の「うち手元保管分」とは、警察署保管金、記念硬貨、当座預金未入金の合計額である。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 別記様式第2号 (第15条関係) (略)
- 別記様式第3号 (第16条関係) (略)
- 別記様式第4号 (第18条関係) (略)
- 別記様式第5号 (第18条関係) (略)
- 別記様式第6号 (第18条関係) (略)
- 別記様式第7号 (第18条関係) (略)
- 別記様式第8号 (第20条関係) (略)
- 別記様式第9号 (第21条関係) (略)

別記様式第10号 (第23条関係)

拾得物件等検査書			
年 月 日から 年 月 日まで			
区 分	現 金	物 品	備 考
繰越高	(うち警察署保管金 円) 円	点	
受入高	円	点	
払出高	円	点	
残高	(うち警察署保管金 円) 円	点	
青森県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令第23条の規定により 警察署長の の取り扱った提出物件及び資料を検査したところ、上記のとおり に 管理されているものと認められる。 年 月 日 検査員 青森県警察本部 職 氏 名 ㊟ 立会人 警察署長 職 氏 名 ㊟			

注 拾得金欄の「うち手元保管分」とは、警察署保管金、記念硬貨、当座預金未入金の合計額である。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。